

一般社団法人公共建築協会の入会及び退会に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人公共建築協会（以下「本協会」という。）定款第7条及び第8条の規定に基づき、本協会の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 定款第5条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。なお、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- 一 正会員 本協会の事業に賛同して入会した個人
- 二 賛助会員 本協会の目的に賛同してその事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会手続)

第3条 本協会の正会員又は賛助会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書（様式第1号）に、個人にあっては履歴書等、団体にあっては当該団体の定款等を添付して本協会に提出しなければならない。ただし、会長が特に認めたときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

- 2 本協会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。
 - 一 成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
 - 二 過去に本協会の会員であった者で、本協会の会員の資格を喪失してから2年以上経過していること。ただし、必要であると認められるときは、この限りでない。
 - 三 入会申込書及び添付された関係書類等から、会員としてふさわしいものと認められる個人又は団体であること。
- 3 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、申込者に通知しなければならない。

(会員名簿)

第4条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿（様式第2号）に登録する。

- 2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(会 費)

第5条 会費の金額及び納期並びに減免に関する取り扱いについては、総会の決議により定める会費に関する規則によるものとする。

(退 会)

第6条 会員は、退会届（様式第3号）を提出して、任意に退会することができる。

- 2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。
- 3 定款第9条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合につ

いては、前項と同様に会員名簿を抹消する。

(再入会)

第7条 過去に本協会の会員であった者（退会后2年以上経過している場合）で再入会を希望する場合には、第3条の規定を準用する。ただし、退会の際に未納の会費がある場合には、当該未納会費を納入しない限り、再入会を認めないものとする。

(補 則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が、別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。